

小塩庄略年表

出典は主に『長岡京市史』資料編二 九条家文書・随心院文書・中世編年etc

	西暦	年月	綱目	出典
I 期	1250	建長2.11	九条道家、子女に家領を分与し、寺院に所領を付属する。光明峯寺小塩庄の成立。	九1
	1252	建長4.2	九条道家、光明峯寺は九条家・一条家のうち、家の長者が管領することを定める	九2
	1270	文永7.2	嵯峨上皇院宣により、九条家の小塩庄領有が認められる。	随1
	1339	暦応2.11	足利直義、小塩庄半済を停止する。	随15
	1344	康永3.3	九条道家、刑部卿寺主を預所に任命	随2
	1352	観応3.9	幕府の命令で、小塩庄半分が随心院に渡される	随3
	1353	正平8.6	南朝後村上天皇の綸旨により、小塩庄に対する現地の武士の押妨が止められる。	随5
	1364	貞治3.11	後光厳天皇の綸旨により、随心院の光明峯寺管領が認められる。	随6
	1379	康暦元.7	武家の半済停止の文書目録が作成される。	随72~82
	1384	至徳2.2	九条経教、光明峯寺寺務を随心院に委ねる。	随9
	1389	康応元.7	九条経教、光明峯寺寺務を随心院に付し、光明峯寺両供をも委ねる	随10
	1392	明德3.8	九条経教、光明峯寺寺務職を、随心院門跡の相承とする。	随12
	1394	応永元.11	足利義満、光明峯寺の管領権を九条経教に返付し、將軍家御祈願所とする。	宮内庁26
	1400	応永7.5	足利義満、小塩庄預所職を三位上座仲舜に返付する。	随17
	1408	応永15.9	山城守護、辻本舜全を退けて、小塩庄預所職を随心院に付属させる。	随19
	1411	応永18.8	足利義持、小塩庄預所職を随心院が領有することを認める。	随20
	1453	享徳2.8	小塩庄勘料を、寺堂修理に充てたいとの光明峯寺供僧らの言上状が出される。	随22
	1466	寛正7.1	光明峯寺供僧ら、武家代官起用にあたり、預所三位上座に替地を与える。	九4
	1468	応仁2.8	応仁の乱により、光明峯寺焼失。	
	1470	文明2.4	九条政基、尾張国二宮庄へ下向する。	大乘院寺社雑事記
1473	文明5.9	光明峯寺、畠山義就家臣遊佐越中守の代官職を止め。小塩庄を九条家衆僧に預けるよう言上する。	九5	
1476	文明8	九条政基、関白氏長者となる。		
1477	文明9.12	幕府、伊勢八郎の小塩庄支配を止め、一条兼良に返付する。	大乘院寺社雑事記	
1478	文明10.2	足利義政、随心院の小塩庄領有を認める。	随23	
1478	文明10.9	細川政元、小塩庄下司職・同散在について、神足孫左衛門の違乱を禁じる。	編90	
1480	文明12	一条兼良、小塩庄の現況を記す(寺家顛倒、在京料、山崎分は随心院得分)	桃花薬葉	
1483	文明15.5	松殿忠顕、小塩庄の概況を尋尊に語る(田数280町、分米900石、30貫、入組散在)	大乘院寺社雑事記	
1484	文明16.8	密厳院智海、光明峯寺再建のため申状を書く。	九6	
1485	文明17.6	小塩庄当年貢分の配分を定める	編94	
1485	文明17.7	小塩庄代官但馬坊死去のため、小山氏の猶子を代官とする。	編95	
1490	延徳2.8	随心院、一条家に与えられた小塩庄の返付を幕府に求める。	九7	
II 期	1495	明応4.10	一条家、小塩庄を随心院に返付し、薬師寺安芸守よりの借錢は小塩庄の年貢より返済する。	随26、九8
	1495	明応4.12	幕府奉行人、神足友孫左衛門らに随心院の小塩庄返還を伝える。	九9
	1496	明応5.5	九条政基・尚経、執事唐橋在数を自宅において殺害し、勅勘を蒙る。	実隆公記ほか

1496	明応5. 8	細川弥六の小塩庄代官請負について関知しない旨、光明峯寺供僧連署状が九条家に出される。	九11
1497	明応6. 10	薬師寺元長の代官職請文が九条家に出される。	九12
	年未詳	薬師寺元長、牛瀬村地藏河原引水の件で、神足孫左衛門らに協力を要請する。	編115
1498	明応7. 12	神足友春ら、守護の五分之一配布に対する礼物について催促する。	編126
1501	文亀元. 3	九条政基、和泉国日根野庄へ下向する(57歳)。	政基公旅引付
1501	文亀元. 6	九条尚経、関白氏長者となる(34歳)	
		このころ細川有力内衆が関与した小塩庄代官職をめぐる相論	後慈眼院殿雑筆
1502	文亀2. 10	九条尚経、芝堯快を預所に補任する。	九13
1502	文亀2. 11	神足弥三郎春治、無量寿院に樽一荷拝領の礼状を書く。	編135
	年未詳	このころ小塩庄下司神足友春、年貢について預所芝堯快へ報告する。	随31
1503	文亀3. 3	九条家・随心院が勝訴し、尚経と随心院持厳が喜びの書状を交わす。	九21・随28
	年未詳12	神足友春、小塩庄出銭の算用について、九条家矢野氏へ書状を書く。	九22
1503	文亀3. 12	九条尚経、小塩庄并光明峯寺新制を定める。	随29・九1581、後慈眼院殿雑筆
1504	永正元. 9	西岡衆が薬師寺元一に応じたので、細川政元、淀及び神谷城を攻める。	編136
1504	永正元. 9	小塩庄下司神足友春、九条家に庇護を依頼する。	九23
1504	永正元. 10	九条尚経、神足拘分の武家支配を退けるため、九条家領としたい旨を随心院に告げる。	随33・九557ほか
1504	永正元. 10	九条家、秋岡景久を神足拘分の代官に補任する。	九26・27ほか
1504	永正元. 12	香西彦六を神足拘分の代官に補任する。	九28・29
1505	永正2. 9	九条家、白川富秀・信濃小路長盛を神足拘分の代官に補任する。	九32・33
1505	永正2. 10	九条政基、上使矢野治清について、随心院門跡にとりなす。	随34
1505	永正2. 10	13日～、九条政基、小塩庄へ下向する(61歳)。	九38
1505	永正2. 10	信濃小路長盛、九条政基の小塩庄下向を知らせる。	九39・40
1505	永正2. 10	九条政基、下向中の小塩庄から現地の状況を知らせる。	九41～45、50
1505	永正2. 10	香西元能が、九条家方の水垂・樋爪衆らを殺害する。	九46～49
1505	永正2. 10	晦日、あちや、政基帰京の挨拶や小塩庄代官のことなどについて、書状を書く。	九51・52
1506	永正3. 11	九条家と随心院、小塩庄勘定をめぐり不和。	九53・54
1506	永正3. 12	九条政基、随心院が代官職を武家方に与えたことを非難する。	九35
1507	永正4. 6	細川澄元・香西元長ら、細川政元を暗殺する(香西彦六戦死)。	
1507	永正4. 8	細川澄之ら、細川澄元・細川高国勢との戦いで戦死する。	
1507	永正4. 10	九条家、一宮次郎三郎・竹原定雄を小塩庄直納代官に任ずる。	九56・57ほか
1507	永正4. 11	竹原定雄・矢野在清が、小塩庄年貢帳を作成する。	九58
1508	永正5. 3	幕府、神足氏が勝龍寺城に守護人夫役を課することを停止する。	編138
1508	永正5. 9	九条家、光明峯寺法度を定め、一宮次郎三郎を代官に任ずる。	九59
1508	永正5. 10	光明峯寺供僧・預所堯快、随心院の違乱を九条家に訴える。	九60・61・62
1508	永正5. 11	九条政基、随心院に意見を述べる。	随36・37
1508	永正5. 12	九条尚経・光明峯寺供僧ら、随心院の非法を幕府に訴える。	九65・66
1508	永正5. 12	山城守護大内義興、小塩庄代官は守護代が任ぜられるよう随心院に求める。	随47
1508	永正5. 12	幕府、係争中につき所務を中に置くことを随心院らに通知する。	九73～75

	年未詳	芝堯快、光明峯寺造立にあたり、故神足友春の縁について述べる	随44	
1509	永正6.2	随心院雑掌初答状	随48、九67	
1509	永正6.3	九条家雑掌二問状	九68ほか	
1509	永正6.3	随心院雑掌二答状	九69	
1509	永正6.4	九条家雑掌三問状	九70ほか	
1509	永正6.10	九条家雑掌事書	九71ほか	
1509	永正6.12	九条家、薬師寺万徳丸を小塩庄直納代官とし、随心院側代官石田永本の年貢催促を阻止しようとする。	九79・80	
1511	永正8.4	九条政基・尚経親子の不和。家司ら30人をまきこんで乱闘がある。	実隆公記ほか	
1514	永正11	九条政基、このころ播磨国田原庄へ下向？		
1516	永正13	九条政基没(73歳)		
1518	永正15.11	幕府、神足・古市百姓が、小塩庄入草を領内から刈り進むよう随心院に命じる。	編147	
1521	永正18.2	石田永本、本間氏に随心院へのとりなしを依頼する。	随50	
1521	大永元	これより以前、石井在利が小塩庄百姓による矢野治清殺害について、石田永本から神足に下知するように求める。	九84	
1521	大永元	石井在利、九条尚経によって殺害され、白川富秀・信濃小路長盛も逐電する。	<九1142>	
1522	大永2	小塩庄帳がまとめられる。	九85	
1527	大永7.6	九条家、一宮左近将監を小塩庄代官に補任する。	九86	
1530	享禄3.7	九条尚経没(63歳)		
III	1531	享禄4.10	随心院、小塩庄支配を薬師寺国長に委ね、高橋出羽守を下代とする。	随54～56
期	1532	天文元.10	細川晴元奉行人茨木長隆、小塩庄代官職を一宮官房丸に申し付ける奉書を出す。	随57・58
	1544	天文13.11	幕府、小塩庄内馬場新跡役米を随心院に認める。	随59
	1547	天文16.8	茨木長隆。随心院の小塩庄領知を認める奉書案。	随60
	1549	天文18.12	小塩庄にかかる三好長慶の段米が免除される。	随63
	1550	天文19.閏5	神足代治家ら、三好長慶に摂津・京の戦況を知らせる。	編167
	1550	天文19.11	上久世和田光貞ら、段米催促に三好方中間神足方の者が付けられたと報告する。	編168
	1553	天文22.11	四手井家保、随心院本間帯刀に九条家への斡旋について礼を述べる。	随64
	1556	弘治2.9	随心院、芝堯快を小塩庄代官職に補任する。	編170
	1557	弘治3.5	四手井家保、弘治2年分の小塩庄納米の状況を九条家に注進する。	九89
	1560	永禄3.9～	11月まで、四手井家保公用銭引替え一件。松永久秀の仲介。	随66～69
	1560	永禄3.9	小塩庄公用銭を四手井方に渡さず、随心院に納めるよう古市政所百姓中に命じる	随66～69
	1563	永禄6	二条殿内御ち、小塩庄より米銭・塩・油などを受け取る。	随72～82
	1565	永禄8.12	和久是徳、三好義継より四手井跡代官を命じられる。	随84
	1566	永禄9.3	和久是徳、小塩庄警固役に補任される。	随85～91
	1566	永禄9.4	10月まで、和久是徳、小塩庄年貢納入について、随心院本間加賀に説明をする。	随92～95
	1567	永禄10.3	随心院使者、小塩庄領有の安堵を得るために、三好三人衆に会いに行く。	随96～97
	1568	永禄11.9	織田信長入京。このあと信長代官日乗朝山、随心院領の代官得点は従来とおり三分の一とすべきことを龍雲院に告げる。	
	1574	天正2.5	九条種通讓状。小塩庄代官長岡藤孝、当知行40石計り。	九90・91
	1587	天正15.12	前田玄以、物集女百姓中へ随心院の年貢納入を命じる。年未詳2月、小塩庄の替地として180石余りが九条家に与えられる。小塩庄の終焉。	九1988.92